

議案第15号

山陽小野田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて

山陽小野田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長友 義彦

山陽小野田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
山陽小野田市教育委員会公印規則（平成17年山陽小野田市教育委員会規則  
第8号）の一部を次のように改正する。

別表の公印表山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館長之印の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。